

# 税金の取扱いについて(ご参考)

厚生年金基金制度とDB制度の税金の取扱は以下の通りです。

		厚生年金基金	DB
掛金拠出時	事業主	損金算入	損金算入
給付時	年金	雑所得 (公的年金等控除) 扶養親族等申告書提出対象	雑所得 (公的年金等控除) 源泉徴収は一律7.6575%相当 の課税(※1)
	選択一時金	—	退職所得(※2) (退職所得控除)
	脱退一時金	—	同上
	遺族(死亡)一時金	—	相続税の対象
	未支給給付	(遺族の)一時所得	(遺族の)一時所得

※1 DBでは、扶養親族等申告書の提出の取り扱い対象ではありませんので、年金額に対して一律7.6575%の源泉徴収を行うこととされています。

※2 退職に起因しない一時金は「一時所得」となります。また、年金受給開始日以後に支払われる一時金で、将来の年金給付の総額に代えて支払われる一時金に該当しないもの(=年金受給中の一部選択一時金)についても「一時所得」となります。